

# 住宅用火災警報器の購入費用を助成します

住宅用火災警報器を新しく設置する場合や取り替える場合の購入費用の半額を助成します。

**警報器を購入した後**で必要書類を町へ提出してください。

## 1 助成を受けるために必要な書類

- (1) 小野町住宅用火災警報器緊急設置促進事業報告書(役場窓口にあります)
- (2) 住宅用火災警報器を購入したときの領収書またはレシート(コピーをとってお返しします)
- (3) 住宅用火災警報器の保証書(コピーをとってお返しします)
- (4) 助成金の振込先が確認できるもの(通帳、キャッシュカードの写しなど(コピーをとってお返しします))
- (5) 印鑑(シャチハタ不可)

## 2 助成の対象

- (1) 町内に住所を有する方が、現に居住している住宅に設置するものであること。
- (2) 法令で義務付けられた箇所に設置するものであること。(寝室および寝室がある階の階段)
- (3) 日本消防検定協会の合格表示がされている煙感知式警報器であること。

※台所などに設置する熱感知式警報器は助成対象になりません。

- (4) 設置後、概ね10年が経過し交換時期を迎えている警報器を取り替える場合、増設する場合または単独型から連動型に変更する場合。



○住宅用火災警報器の設置例

※設置義務箇所

⇒寝室および寝室がある階の階段

※設置推奨場所

⇒居間および台所など

**3 助成受付期間 令和2年3月13日(金)まで**

## 4 助成内容

	新規設置・取替・増設・連動型への変更	
	単独型	連動型
助成金額	購入費用の1/2	購入費用の1/2
上限額	10,000円	20,000円

※助成金額に100円未満の端数があるときは切り捨てとなります。

## 住宅用火災警報器の点検をしましょう！ 10年を目安に警報器の更新をしましょう！

火災の発生を音や音声で知らせる「住宅用火災警報器」は、平成18年6月から新築住宅で、平成23年6月からすべての一般住宅で設置が義務化され、当初の設置義務化から10年が過ぎました。

住宅用火災警報器は、古くなるとセンサーなどの寿命により交換が必要となります。経年劣化した警報器は火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です。火災を感知できなくなる前に10年を目安に交換しましょう。

設置時期を調べるには、設置したときに記入した「設置年月」または本体に記載されている「製造年」を確認してください。

新しい警報機を購入した際は、本体の側面などに交換時期がわかるように「設置年月」を記入しましょう。



注：お手入れや作動確認は高所での作業となり、転倒や転落の危険があります。安定した足場を確保して、作業を行ってください。



### 点検とお手入れ

- 1 住宅用火災警報器が汚れていたら  
ホコリが付くと火災を感知しにくくなります。最低限1年に1回は乾いた布でふきましょ。
- 2 定期的に作動点検をしましょう  
本体についているひもを引いたりボタンを押して、最低限1年に1回は作動点検をしましょう。

#### 【正常な場合】

正常をお知らせするメッセージまたは火災警報音が鳴ります。

#### 【音が鳴らない場合】

電池がきちんとセットされているか確認してください。それでも鳴らない場合は「電池切れ」が「機器本体の故障」です。取扱説明書をご覧ください。

#### 3 取り替えのサイン

電池が切れそうになれば、音や光で知らせる機能を有しています。多くの住宅用火災警報器は電池寿命が10年(通常の使用状態)となっており、本体交換のサインにもなりますので、忘れずに交換しましょう。